

野田総理と裁判します

ついでに、NHKの会長とも裁判します！

平成24年10月22日 月曜日 13:30～

市川簡易裁判所 千葉県市川市鬼高2-20-20(JR総武線各駅停車房中山駅から徒歩13分)

(傍聴や裁判日時に関するお問い合わせはこちら) 裁判所電話番号 047-334-3241

「裁判の理由は、野田佳彦内閣総理大臣が マニフェストを守らないこと」

及び、マニフェストに書いていない消費税率の引き上げをしようという行為が、明らかな不法行為であることです。

よって、民法709条の「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」により、野田佳彦内閣総理大臣は、我々国民に対し損害を与えているため、その損害を賠償する責任を負うべきであるという理由です。

立花孝志は皆さんと同じ一国民として、先陣を切って野田佳彦内閣総理大臣と裁判を行います。

これまで、国民が団結をして裁判を実施した例は数多くありますが、国民一人一人が原告となって、内閣総理大臣を訴えたことは古今東西、聞いたことがありません。

ご存知でしょうか？ 内閣総理大臣を相手に裁判をする費用が、たったの1000円(収入印紙)で済むことを。ただし、収入印紙とは別に郵便切手6000円を裁判所に預けなくてははいけませんが、未使用の郵便切手は返却されます。こんなに簡単に裁判は出来るのです。

我が国、日本は国民主権国家です。つまり、我々国民には権力を監視する義務があります。

そんな日本の権力は三つに分散しています。それが三権分立(立法・行政・司法)です。

現在のように、立法(国会)と行政(内閣)に期待できない場合、我々国民は司法(裁判所)に頼るしかありません。

日本国憲法第32条では、「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われぬ」と表記されています。つまり、我々国民一人ひとりに裁判をする権利が与えられているので、裁判を行うことは国民が持つ権利なのです。

原告 元NHK職員で内部告発者
立花孝志ひとり放送局株式会社 代表 立花 孝志

公式ホームページ <http://tachibanat.com/>

公式ツイッター @tachibanat

立花孝志 直通電話番号 090-3350-0267